

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」について、
学識経験を有する者からいただいたご意見

- ① 第3回相模川・中津川河川整備計画有識者会議 議事録
- ② 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

①

第3回相模川・中津川河川整備計画有識者会議

(議事録)

平成29年12月12日
神奈川産業振興センター
14階 多目的ホール

出席者（敬称略）

座長 淩枝 隆	(埼玉大学大学院理工学研究科環境科学・社会基盤部門教授)
委員 秋山 幸也	(相模原市立博物館学芸員)
鎌田 素之	(関東学院大学理工学部理工学科准教授)
利波 之徳	(神奈川県水産技術センター内水面試験場場長)
中村 好男	(東京農業大学名誉教授)
山坂 昌成	(国士館大学理工学部理工学科教授)

(五十音順)

◆開会

【羽澤京浜河川事務所副所長】 それでは、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第3回相模川・中津川河川整備計画有識者会議を開催させていただきます。

私、本日進行を務めさせていただきます京浜河川事務所、副所長の羽澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それと記者発表の際にも、会議は公開というようにお知らせしております。カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

まず、最初に、資料の確認をさせていただきたいと思います。資料が多くなっておりますが、ばらで積み上げたものから確認させていただきますと、まず、上のほうから資料目録、それと2枚目に議事次第、それと3枚目に委員の名簿がございます。それと、4枚目に有識者会議の座席表という形になっています。その次に、ホチキス止めで有識者会議の規則でございます。その下が、有識者会議の運営要領で、1枚物になってございます。それと、資料1、相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）といった厚い資料になっております。その次から参考資料ということで、参考資料1、原案の概要というまとめた冊子になったものがございます。それと、参考資料2ということで、相模川における河川整備の効果についてといった資料がございます。その次は、参考資料3-1ということで、骨子についての御意見と考え方といったものになってございます。次に、3-2ということで、骨子についての学識経験者からの御意見といった資料になってございます。次に、3-3ということで、骨子について、関係する住民からの御意見、それから、骨子についての関係県及び流域自治体からの御意見といった資料がございます。それと過去の有識者会議及び行政連絡会の資料が参考としてファイルにまとめさせていただいております。

以上の資料につきまして、不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

◆挨拶

【羽澤京浜河川事務所副所長】 それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部、吉井河川計画課長より、御挨拶をよろしくお願ひします。

【吉井河川計画課長】 河川部河川計画課長の吉井と申します。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。本来でしたら、河川調査官のほうから、一言御挨拶申し上げるつもりでしたが、都合により出席がかないませんでしたので、私のほうから一言申し上げます。

1回目、2回目では現状と課題、2回目では、骨子という形で、これまで相模川・中津

川の河川整備についての各段階の情報をお示ししてまいりました。前回もいろんな御意見をいただけたところでございますが、今回は、第3回ということで、これまでいただいた御意見を踏まえまして、原案というのを取りまとめてございます。

原案は、具体的な今後の整備の内容及び箇所をお示ししたものになっております。本日は、こちらについて御意見を頂戴できればと考えております。6日には、行政連絡会議というのを開催しまして、県の関係部局の皆様、あるいは市町村の皆様に、この情報を御説明させていただいたところでございます。

今後は、関係住民の方々に御意見を頂戴したり、年明けには公聴会という形で御意見をいただく場面なども用意してございます。

本日は、原案につきまして、御意見を頂戴できればと思いますので、活発なご議論のほう、よろしくお願ひいたします。

【羽澤京浜河川事務所副所長】 ありがとうございました。続きまして、神奈川県国土整備局河川下水道部、鶴木河川課長より、ご挨拶をお願いいたします。

【鶴木河川課長】 神奈川県の河川課長、鶴木と申します。本日は、本当に、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。日ごろより、相模川の河川行政の推進に当たりましては、様々な御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、様々な御意見をいただき、そういったものを踏まえながら、県としてもいろいろ協力して、相模川の河川整備計画の策定に向けて、引き続き取り組んでいきたいと思いますので、本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【羽澤京浜河川事務所副所長】 ありがとうございました。

ここで、一般傍聴の皆様方にお願いがございます。お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って、適切に取材及び傍聴され、議事進行に御協力をお願ひいたします。

続きまして、委員の皆様にお願いがございます。御発言なさる際に、お手元にマイクを御用意させていただいておりますので、そちらのマイクを御使用なさって、御発言いただければありがたいと存じます。

それでは、ここから議事の進行につきましては、座長の淺枝委員にお願いしたいと思います。浅枝座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

◆相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）

【浅枝座長】 かしこまりました。それでは、議事次第に従いまして、始めさせていただきたいと思います。

それでは、相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）を、事務局のほうから御説明いただきたいと思います。

【四條京浜河川事務所計画課長】 京浜河川事務所計画課長の四條でございます。座って御説明させていただきます。

まず、資料1の原案に先立ちまして、最初に参考資料のほうを御準備いただければと思います。

参考資料の3-2から皆様方、有識者会議でいただいた御意見ということで、第1回と第2回の議事録について、資料を御準備しているところでございます。それから、3-3でございます。これは骨子に対する住民からいただいた意見ということで、意見募集（パブリックコメント）でいただいた御意見。それから、3-4につきましては、関係県及び流域自治体からいただいた御意見ということで、川づくり行政連絡会の今年の3月と7月に行われたものの議事録をお付けしているところです。いただいた御意見に対して、関東地方整備局と神奈川県の考え方をお示ししたものが参考資料3-1になります。

3-1をめくっていただきますと、真ん中にいただいた御意見の概要ということで、いただいた御意見を体系的に整理してお示ししています。それに対する整備局と神奈川県の考え方を右側のほうに記載しているといったようなものになってございます。いただいた御意見を踏まえて、今回の原案を作成したというように考えていただければと思います。

それでは、資料1の原案の説明をさせていただきたいと思います。あわせて参考資料1ということで、原案の概要としまして、原案の内容をパンフレット形式でまとめたものでございます。中の章立ても、整備計画（原案）と本文の章立てを合わせて、主だった内容を抜き出しして写真等をお付けしてわかりやすくパンフレット形式でまとめたといったようなものになっていますので、一緒に御準備いただければと思います。

それでは、資料1の原案でございます。表紙をめくっていただきますと、まず、目次です。整備計画（原案）の全体の構成をまずお話ししますと、1章としまして、相模川・中津川の概要ということで、流域と河川の概要について記載をしています。それから、2章としまして、河川整備の現状と課題。3章としまして、河川整備計画の対象区間及び期間。4章としまして、河川整備計画の目標に関する事項。5章としまして、河川の整備の実施に関する事項。6章としまして、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項といった構成になっています。

それから、最後に附図1から3までということで、諸元表、断面図等をお付けしているといったようなスタイルになってございます。

それでは、めくっていただきまして、1ページ目からです。こちら、相模川・中津川の概要、流域と河川の概要ということでお示しをしているところです。

参考資料1、パンフレット形式のほうの1ページ目、2ページ目を開いていただきますと、1ページ目のほうに、流域図ということで少し見づらいですけれども、オレンジ色で囲われたところが相模川の流域といったようなことで、図をお示ししているところでございます。

それから、本文に戻っていただきまして、4ページ目、16行目から1.2治水の沿革というところで、治水の沿革について記載しています。

めくっていただきますと、中段以降から過去の主な洪水について6ページ、7ページまでの間に、主な洪水について記載しています。

それから、9ページです、こちらからは1.3利水の沿革ということで記載しています。

めくっていただきまして、11ページ目、24行目から1.4河川環境の沿革としまして記載をさせていただいています。

また、12ページ目、19行目から1.5土砂管理の沿革ということで記載をさせていただいているところでございます。

それから、14ページ目、こちらから2章に行きまして、2. 河川整備の現状と課題をあるところで、まず、2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題というところで、22行目ぐらいから、表2-1としまして、現在の堤防の整備状況、国管理部分、県管理部分、相模川、中津川、それぞれについて表でお示しをさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、15ページ目です。平成27年9月の関東・東北豪雨を契機に、上下流バランス、背後地の状況等を勘案して、概ね5年間で優先的に整備が必要な区間を設定したということで、18行目ぐらいからソフト対策を活かした人的被害、社会経済被害を軽減するための施設対応、危機管理型ハード対策、そういうものを位置づけているところで、表2-2、表2-3にお示しをしているところでございます。

16ページ目、こちらから、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題ということで、表2-4に、主要地点の流況について、表をお付けしています。

また、表2-5につきましては、水利用の状況、それぞれの目的別に取水量を記載させていただいております。

めくっていただきまして、17ページ目です。こちらから、2.3河川環境の整備と保全に関する現状と課題ということで、(1)水質でございます。近年は環境基準を達成しているというところで、参考資料、先ほどのパンフレット形式の4ページ目を見ていただきまして、4ページ目の下段のほうに水質ということで、相模川・中津川におけるBODの経年変化というところで、経年変化の状況を近年は環境基準を達成しているというところがわかるかと思いますけれども、そういうものをお示しさせていただいているところでございます。

それから、本文に戻っていただきまして、18ページ目です。12行目からは、(2)自然環境について記載をしております。

めくっていただきまして、19ページ目、18行目から(3)河川空間の利用について。

20ページ目から24行目、(4)景観について記載をさせていただいているところでございます。

それから、33行目から2.4河川維持管理の現状と課題としましてお示しをしています。

さらに、めくっていただきまして、22ページ目です。26行目から、2.6土砂管理の現状と課題ということで、上流から河口・海岸まで、土砂管理に関する課題が顕在化しているといったようなことを記載させていただいている。

めくっていただきまして、23ページ目です。12行目から、2.6平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかになった課題ということで、整理をさせていただいております。家屋の倒壊・流失、長期間の浸水という水害リスクが住民等に十分に伝わっていないといったようなことを記載させていただいている。

24ページ目です。2.7気候変動の影響による課題ということで、地球温暖化に伴う気候変動の影響で、大雨や短時間強雨、発生頻度を行っているといったようなことを記載させていただいているところでございます。

めくっていただきまして、25ページ目です。3. 河川整備計画の対象区間及び期間ということで、対象区間を国管理区間と神奈川県管理区間について表でお示ししておりますが、参考資料1のパンフレットの7ページ目にちょっと小さくて恐縮ですけれども、整備計画対象区間としまして、流域の中の神奈川県内の部分をお示ししているといったようなところでございます。

それから、また本文に戻っていただきまして、25ページの下のほう、10行目から3.2計画対象期間ということで、計画対象期間を概ね30年間とするということで、必要に応じて、対象期間内でも適宜見直しを行っていくといったようなことを記載させていただいているところでございます。

26ページ目から、4. 河川整備計画の目標に関する事項ということで、めくっていただきまして、27ページ目です。4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標というところで、16行目、（1）相模川について、洪水に対しては河川整備計画の目標流量を厚木地点、これは県管理区間ですけれども、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の $6,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量は、 $6,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

さらに下流の国管理区間ですけれども、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である概ね年超過確率 $1/50$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量は河口地点において $7,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止を図ることを目標とします。

27行目から、（2）中津川です。中津川も洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を相模川本川の戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量を $500\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止を図ると、こういうふうにしております。

28ページ目に、図4-1としまして、相模川・中津川の流量配分図をお示ししています。

めくっていただきまして、29ページ目です。4.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標としまして、表4-1として、流水の正常な機能を維持するために必要な流量ということで、地点別、期別で必要な流量をお示ししています。

14行目からは、4.3河川環境の整備と保全に関する目標です。水質、自然環境の保全・再生、人と河川との豊かなふれあいの確保といったような項目。30ページ目ですけれども、河川やダム貯水池の水面利用について、それぞれ記載をさせていただいております。

30ページ、7行目からは、4.4総合的な土砂管理に関する目標としまして、土砂移動環境の現状と課題を把握して、実効性のある対策を実施していくこうということの目標を記載しているところでございます。

めくっていただきまして、31ページ目です。5. 河川の整備の実施に関する事項としまして、こちらは5.1としまして、施設を整備する関係、それから5.2としまして、施設を適正にどう維持管理していくかといったような実施に関する事項となっています。

31ページ目の33行目から、（1）相模川（国管理区間）としましては、1）堤防の整備ということで、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、上下流バランスを考慮しつつ、築堤を行っていきますということで、32ページ目、表5－1に、堤防整備に係る施行の場所ということで、お示しをしています。

それから、この資料1の最後のページ、附図3－1ですけれども、こちらに、洪水対策等に関する施行の場所ということをお付けしています。

また、参考資料1のパンフレット形式の9ページ、10ページ目、見開きで同じ横置きでお示しをしています。参照いただければと思います。

本文のほうに、戻っていただきまして、32ページ目の3行目からは、2）河道掘削ということで、河道掘削に係る施行の場所をお示しをしています。

また、12行目からは、3）侵食対策、21行目からは、4）高潮対策。

めくっていただきまして、33ページ、1行目から、5）地震・津波遡上対策、以下、内水対策。施設の能力を上回る洪水を想定した対策といったような形で記載をさせていただいております。

【伊藤調査グループリーダー】 次ですね、神奈川県の管理区間ということで、神奈川県の河川課の伊藤から御説明させていただきます。座って、御説明いたします。

34ページ、1）堤防の整備でございます。表5－7に堤防の整備に係る施行の場所ということで記載をさせていただいております。

こちらも、参考資料1の10ページもあわせてご覧いただければと存じます。

めくりまして、35ページになります。2）河道掘削でございます。河道整備において対象とする流量を流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施いたします。こちらのほう、堆積土砂の撤去を早期に進めるべき、あるいは三川合流部の河道掘削を早期に進めるべきといった御意見、計画的に樹林化対策を実施すべきといった御意見をいただいています。

11行目、3）固定堰の改築でございます。これは、磯部頭首工の改築を行っていくものです。こちらに関しては、利水関係者とも十分に調整の上、改築を進めてまいります。

36ページ、

4）橋梁架替でございます。諏訪森下橋の架替を行います。

6行目、5）侵食対策でございます。表5－11のとおりでございます。

あと、めくりまして、37ページ、6）地震対策、7行目、7）施設の能力を上回る洪水を想定した対策を進めてまいります。

以上でございます。

【四條京浜河川事務所計画課長】 続きまして、37ページ目、14行目から、5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項としまして、関係機関と連携しながら、進めていくということで、利水に関する新たな施設の整備は予定をしていないということになってございます。

それから、19行目から、5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項としまして、以下、30行目から（1）水質改善対策。38ページ目、8行目から、（2）自然環境の保全と再生といったようなことを記載させていただいている。

それから、25行目、（3）人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備といったところで記載をしています。32行目から、5.2河川の維持の目的、種類及び施行の場所としまして、めくっていただきまして、こちらからは、施設の維持管理ということでございます。

39ページ、17行目からは、（1）堤防の維持管理、27行目からは、（2）河道の維持管理、35行目からは、（3）河川管理施設の維持管理としまして、40ページ、41ページに維持管理する堤防の施行場所、維持管理する陸閘の施行場所、床止めの場所を表でまとめをしているところでございます。

41ページ目、3行目から、（4）ダムの維持管理としまして、42ページの表5-15に、維持管理するダム、城山ダム、宮ヶ瀬ダム、石小屋ダム、それから、維持管理する導水路として、表5-16にお示しをしているところでございます。

それから、5行目から、（5）許可工作物の機能の維持、13行目からは、（6）不法行為に対する監督・指導、19行目からは、（7）観測等の充実といったようなことで、お示しをしています。

めくっていただきまして、43ページ目、（8）洪水予報、水防警報等の発表についてで、それぞれ洪水予報河川、水位周知河川についてお示しをしています。

44ページ、11行目からは、（9）堤防の決壊時等の復旧対策、さらにめくっていただきますと、45ページ目から、（10）水害リスク評価、情報の共有、（11）河川における基礎的な調査・研究、28行目から、（12）洪水氾濫に備えた社会全体での対応というところで、こちらも大規模氾濫に関する減災対策として、専門部会ですとか、減災協議会、そういうところで取り組みをしていますけれども、そういった取り組みもこちらのほうに記載をしてございます。

それから、ページが少し飛びまして47ページ目です。12行目から、3)防災教育、防災知識の普及ということで、こちらも御意見をいただいた防災教育について反映させていただいている。

それから、37行目から、5.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項としまして記載をさせていただいている。

48ページ目、14行目から、5.2.3河川環境の整備と保全に関する事項としまして、水質の保全、自然環境の保全といった事項。

めくっていただきますと、（3）河川空間の適正な利用、水面の適正な利用、（5）景観の保全、（6）環境教育の推進といった、それぞれの項目について記載をさせていただいている。

50ページ目、こちら、（7）不法投棄対策、（8）不法係留船対策、ホームレス対策といったような項目。

22行目からは、5.2.4総合的な土砂管理に関する事項としまして、土砂還元量の増加、それから、極端な土砂移動の不連続性の是正といったような項目を記載させていただいて

います。

めくっていただきますと、51ページ目、（3）それぞれの実施する対策についてモニタリングをしていきますといったような報告で記載をさせていただいているところでございます。

52ページ目です。6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項としまして、6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理、6.2地域住民、関係機関との連携・協働、6.3ダムを活かした水源地域の活性化、治水技術の伝承の取組といった、各項目について記載をさせていただいているところでございます。

それから、めくっていただきますと、対象区間の図がありまして、附図1でございます。計画諸元表、それから附図2としまして、堤防の断面形状図、附図3としまして、先ほどもご説明しました、洪水対策等に関する施行の場所といったような形で、記載をさせていただいているところでございます。

資料の1につきましては、以上です。

続いて、参考資料2をお手元に御用意いただければと思います。相模川における河川整備の効果について（水害リスクの評価（試行））といったものでございます。

めくっていただきますと、この試行についての背景というところを記載しています。平成27年8月に社会資本整備審議会長より国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」が答申されました。

この答申では、想定最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されているところでございます。

今回、お示しさせていただいている資料につきましては、水防法改正（平成27年7月施行）を踏まえまして、さまざまな規模の外力による浸水想定を作成して、国管理区間については28年5月30日に、県管理区間については29年3月31日に公表したところでございますが、今回公表した相模川・中津川河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合の水害リスクの変化というものを試行的に提示したものでございます。

めくっていただきますと、2ページ目から計算条件、シミュレーションするまでの計算条件を簡単にお示ししています。破堤条件のところですけれども、スライドダウンした堤防高から余裕高を引いた評価高、もしくはハイウォーターレベルでの評価高のいずれか低い方を破堤点の条件としているところでございます。

確率規模別の外力ですけれども、1/50（整備計画規模）のもの、それから1/150で河川整備基本方針のもの、それから、さらにそれを超える1/500といったような外力を与えてシミュレーションをしているといったようなものでございます。

めくっていただきますと、これも先ほどお示ししたものと同じでございます。治水対策に係る対策の箇所を示したものでございます。

めくっていただきまして、氾濫シミュレーションのブロック分割というところで、支川等のところで氾濫ブロックを分けているもので右岸側は3ブロック、左岸側は2ブロックで検討を実施しています。

以下、5ページから氾濫シミュレーションの結果でございます。L1ブロックからL2、R1ブロックからR3ブロックまでをお示ししています。1/50、一番左側がちょっと小さくて、見づらくて恐縮ですけれども、氾濫の状況をお示ししたものでございます。上段が現況の評価で、どういった氾濫をするかといったものが左から1/50、1/150、1/500。それから、その下の段が河川整備計画でお示しした施設整備が完了した後の氾濫の状況をシミュレーションしたものでございます。

それから、右側にございますグラフが三つ並んでいるかと思いますけれども、被害想定曲線、リスクカーブと呼ばれているもので、上から被害額、それから水深3m以上の浸水面積、下が3m以上の浸水人口といったようなものでございます。

こちらの赤の折れ線が現況河道の場合、当然、1/50から1/500になるに従って、外力が大きくなっていますので、氾濫の規模も大きくなるといったようになります。

それから、青の線が整備計画整備後の線でございまして、こちらを見ていただきますと、現況河道よりも整備後のほうが被害額もしくは浸水面積等が少なくなっていると、変わらないか少なくなっている、整備によって悪くなっているようなことにはなっていないというのが確認いただけるかと思います。

6ページ目は、L2ブロックについてですけれども、同じような状況で、赤い折れ線よりも整備後の青い線のほうが、下回っているといったような形になっています。

7ページ以降は、右岸側で、R1、R2、R3といったことで、いずれのブロックにつきましても、現況河道よりも整備後のほうが被害額が同等もしくは小さくなっているといったようなところが、シミュレーション結果でわかったといったようなところでございます。

こういったシミュレーションの結果を踏まえまして、左右岸バランス、上下流バランス等を留意しながら、着実にハード対策を進めていくべきかと考えているところでございます。

また、想定を上回るような、こちらの試行では1/500でシミュレーションしていますけれども、そういった対策については、危機管理型ハード対策ですとか、ソフト対策と一緒に計画的に取り組み、社会全体で水害リスクに向かっていくということでは重要ではないかと考えているところでございます。

長くなりました。駆け足になりましたけれども、説明のほうは以上でございます。

【浅枝座長】 どうもありがとうございました。これまで、皆様方からいただきました御意見をよく入れ込んでいたいたい気がいたします。どうもありがとうございます。

それではですね、ボリュームも結構ありますので、最初に、全体的な構成等に関する御意見等をいただいて、その後、意識を集中するということで、各章ごとに御意見をいただいて、また最後に、全体を見渡したときの御意見をもう一度いただくというような形にしようかと思いますが、いかがでしょう、それでよろしいですか。

[「はい」という声あり]

【浅枝座長】 それでは、まず、全体を通して見たときに構成等、御意見、御質問等ござりますでしょうか。

【秋山委員】 秋山です。今回やっと原案を見ることができまして、私も事前に読んでまいりました。全体の進行、総合的な観点での意思決定のプロセス、そして、情報公開についても非常に目覚ましく進展したものになっているのではないかと思うのですけれども、一方で、基本計画的な位置づけのものなので、非常に大きな観点で書かれていて、当然、余り具体的なことに踏み込むというものではないという印象があります。

前回の会議の中でも、私のほうで例えればこれまでずっと30年来、議論してきた空間管理計画などを、今後、これとどうミックスさせるとか、積み上げを生かすかという、そういう今後のロードマップ、さらにこれから、どう具体的にプライオリティを決めて進めていくのかという部分が、まだ私のほうでもよくわからないところがあります。

なので、この計画を立てて、今後、その次のステップは何かというところが、どこかに示してあったほうが、もしかしたらいいのかなと思います。というのは、これをぱっと見た一般の県民、国民の方々が、書かれていることはわかる、それから、現状認識もちゃんとしていると。だけど、では、次、どこに進むのか。自分たちが注目しているところはどう進んでいくのかというのがちょっと見えにくいかなという感じがしております。

【浅枝座長】 ただいまの点、いかがでしょう。

【吉井河川計画課長】 河川計画課の吉井です。御意見ありがとうございます。

まず、全体的な計画の立てつけで言いますと、より長期的な河川の整備に関する方針というものが、河川整備基本方針ということで、これが既に策定をされている。その内数として、当面20年、30年程度の中長期的な整備内容を示すものとして、今回、この河川整備計画というものがあるという、そういう構成になっております。

ですので、より長期的には基本方針のほうにどういうふうにしていくかというの、治水も環境の面ももともとお示しはしているところで、具体的なものを書いているという構成にはなっておりません。

今後どうしていくかということにつきましては、整備計画の原案のほうの3章の中には、対象期間、25ページの3-2のところに、30年間としてこれを示すのですけれども、必要に応じて見直していくということも記載はしております。こういったことが基本的な内容にはなるかと思います。

恐らく、先生のほうで御指摘になっている部分というのは、より具体的な内容をどうするかという点に関してですが、多分、治水の内容に関しては、具体的な整備の箇所ですか、メニューが割と示されていると思っておりますが、環境に関しては割と定性的な、こんなことをやっていくという記述になっているというところかなとは思います。

そういったものに関しては、どうしても環境の整備の内容というのは、その時点時点の環境の変化等に応じて、順応的にやっていくというようにならざるを得ない部分がありますので、この整備計画の中では、そのように示されているというところかと思います。

ここには書いておりませんが、今後、時点時点において、適切に対応していくというのが全体的な話になるかとは思います。

【淺枝座長】 ありがとうございました。

【秋山委員】 ありがとうございます。まさしく、その部分です。やっぱり全体を見渡して、防災ですか、水害対策に関しては非常に具体的に書かれている部分があつて、どうしても環境の部分というのは、漠然とせざるを得ない、まさにおっしゃったように順応的な方針を持っていかないといけない部分があると思いますので、その辺がより具体的に今後、示されていくといいなという希望を持っております。ありがとうございました。

【淺枝座長】 どうもありがとうございました。

そのほか、何かございますですか。

よろしいですかね。また後で、もう一度、全体的な視点で眺めていくかと思います。

それでは、各章ごとに御意見いただきたいと思いますが、まず、第1章、概要のところ、いかがでしょう。

どうぞ。

【秋山委員】 続けて申しわけありません。秋山です。

2ページの最終行、36行目ですけれども、「河口干潟はシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となっている」という記述があります。生物の観点から言いますと、相模川の河口干潟というのは消滅したという認識です。これまで、相模川河口の自然を守る会などの非常に厳しい今までのやりとりの歴史がある中で、やはりこの部分はちょっとセンシティブというか、中継地となっているという現在進行形で書かれてしまうと、いや、それは違うなというふうに私は思っております。

生物的な機能としては、干潟は既に失われてしまっていて、相模湾のシギ・チドリ類の中継地というのは、三浦半島に少しはある程度で、ほぼ消滅状態という認識です。そのため、この書き方は少し御配慮いただきたいなと思っております。

【淺枝座長】 いかがでしょう。確かに、現状は少し厳しい状況ではあります。

【服部京浜河川事務所長】 ありがとうございます。御指摘を踏まえて、ちょっと書き方を工夫したいと思っています。

【淺枝座長】 ありがとうございます。そのほか。はい、どうぞ。

【中村委員】 中村です。5ページの相模川の既往の洪水の記述のところですが、(1)から7ページにまたがって(13)まであるのですが、洪水の原因となった雨量の記述について、(2)、5ページの明治43年の洪水のところで、ほかのところは流域平均2日雨量

の数値がすべて記載されているのですが、明治43年の洪水だけは記載がありません。これは不明だったということでおろしいでしょうか。

【淺枝座長】 いかがでしょう。

【中村委員】 もしわかるのであれば、ぜひこちらに記載していただけと、ほかの洪水との比較ができると思いますので、よろしくお願ひします。

【四條京浜河川事務所計画課長】 すみません、ちょっと書き方のトーンがばらついているところは、8ページ目の表も含めまして、記録がちょっと追えないところについて、書き切れていないといったようなところでございます。

【淺枝座長】 実際、データとして不明な部分もあるということですね。よろしいですか。その他、はい、どうぞ。

【利波委員】 利波でございます。2ページの25行目、26行目、ここで特定外来生物に触れていただいている。これ、ほかのところでも特定外来生物に注目して書いていただいているので、それはありがたいなと思っています。

一方で、ここでの記述が地域の取り組みという言い方ではあるのですけども、河口湖、山中湖にだけのお話がされていると思うのです。

特定外来生物の話というのは、相模川水系全域に及ぶ話であって、この書き方は極めて中途半端なんですね。

ご存じだと思いますけども、宮ヶ瀬なんかもずっと対策を講じてきたという事実もございますので、また、宮ヶ瀬とは違って、具体的な対策はとっておりませんけども、相模湖、津久井湖の対応というのも当然あろうかと思うのですよ。

ですから、そういうことを考えたときに、この特定外来生物に、特にオオクチバスに触れるということであれば、この書き方ではちょっと足りないのかなというふうに思います。が、いかがでしょうか。

【淺枝座長】 いかがでしょう。

【服部京浜河川事務所長】 ありがとうございます。そういうことありましたら、また、ここも追加など考えていきたいと思っています。

【淺枝座長】 ぜひ、ちょっと工夫していただくと。これは、重要な点ではありますので、お願ひしたいと思います。

そのほか、よろしいですか。

それでは、また、後で御意見、もう一度いただくということで、第2章、河川整備の現状と課題、14ページのところからは、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【利波委員】 利波でございます。18ページで自然環境ということで、アーマーコート化のことにも触れていただいている、その中で、三川合流のお話なんかも触れていただいているところなんんですけども、特に23行目には、アユのお話も触れていただいているところなんですね。

そうしたときに、特に三川合流、34行目になりますが、ここで三川合流の土丹の露出というお話が出てくるわけですけども、23行目のアユの産卵場が多くということを受けるのであれば、やはり34行目の土丹ということの問題意識の中に、アユの産卵場の減少というお話がね、やっぱり盛り込まれるべきなんだろうと思うのですよ。

やはり、アーマーコート化によって、アユの産卵場というのはどうしても縮小していっているという事実は、これは明確ですので、ここはぜひ触れていただきたい。

【淺枝座長】 どうでしょう。恐らく、これは書き方を少し工夫されれば、アユの産卵場の問題もここに入ってこようかなと思うのですが。

【伊藤調査グループリーダー】 どうもありがとうございます。書き方を工夫したいと思います。

【淺枝座長】 お願ひします。これはアユにとっては、非常に重要なポイントではありますので、ぜひうまい書き方でお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ、はい。

【鎌田委員】 鎌田ですけれども、17ページにBODとCODの表を記載してくださっていて、同じく概要版のほうで4ページ、グラフを載せてくださっているのですけど、ちょっと本質とはずれると思うのですが、概要版の位置づけというのがどういう位置づけのかなというところで。これでと、例えば平成23年度から平成27年度までのデータしか本文には載っていないですよね。概要版には、検証は昭和61年からというところなので、概要という位置づけでもしあれば、その部分がというのと。

例えば、概要版の上のところも、利水の状況、非常にわかりやすく円グラフにしてくださっているのですが、本文のほうは数字がちょっと前のページ、出ているだけのような感じなので、恐らく本文にはなるべく図表を載せないという御方針なのかなと思うのですけれども、本文にないものに関しては御配慮いただくか何か検討いただければなど、ちょっと本質とずれる御意見で申しわけないですが、御検討いただければと思います。

【淺枝座長】 いかがでしょう。恐らく、こちらの本文のほうは、抜粋というお気持ちで入れられているのかなという気がするのですが、データとしてはありますよね。どうでしょう。

【四條京浜河川事務所計画課長】 本文のほうは、直近の5カ年ということで、お示しをさせていただいているということで、これしかデータがないということではないですけれども、そこを直近の5年ということで、割り切って載せさせていただいております。

【淺枝座長】 どうですかね、これは直近の5年。

【鎌田委員】 直近の5年でいいと思うのですが。

【淺枝座長】 場合によったら、過去のデータを幾つか入れて、変化が多少わかるような形もあるのかなという気もするのですが、そのあたりはうまく工夫して、文章上でもいいですし、入れていただくといいのかなと思います。特に、現によくなっているという分はある意味、重要なかなと思います。

【中村委員】 中村です。1章とまたがっているものですから、申しわけないですが、10ページの10行目、それから16ページの28行目、4章も同じものがかかっているのでついでに申しますと、29ページの4行目、流水の正常な機能の維持に関して、小倉地点と、それから寒川取水堰の記述があります。特に寒川取水堰の流水の正常な機能のための流量ということで、10ページでは $12\text{m}^3/\text{s}$ となっていて、さらに、16ページ28行目が $8\text{ m}^3/\text{s}$ の流量を確保しているということになっています。29ページでは、また戻って $12\text{m}^3/\text{s}$ となっています。これは目標 $12\text{m}^3/\text{s}$ を確保するという意味で書かれていると思うのですが、特に16ページの現状においては、 $8\text{ m}^3/\text{s}$ しか確保できていないということでおろしいのでしょうか。

それから、ほかの記述は年間を通して何 m^3 という記述になっており、すみません、この辺のもし目標とする $12\text{m}^3/\text{s}$ に届いていないということであれば、実際、 12m^3 まで達成できるのかどうかということが不安なものですから、その書き方をもうちょっと工夫していただけるとよろしいかなというように感じましたので、よろしくお願いします。

【淺枝座長】 どうもありがとうございました。

いかがでしょう。何かございますか。

【服部京浜河川事務所長】 すみません。ここ、もう一回ちゃんと確認して、目標なのか現状どうなのかということをしっかりと工夫させてください。

【淺枝座長】 基本的に、書き方の関連から出てきているのかなという気がします。

そのほか。どうぞ。

【秋山委員】 秋山です。また、非常に細かいことで恐縮ですけれども、18ページの16行目から17行目に、「セイタカアワダチソウやハリエンジュ等の外来植栽が増加してい

る。」、それから、24行目25行目にも、「外来植生が侵入し」とあります。それから、その下の27、28行目も「外来植生の侵入により」ということが書かれているのですけど、植生という言葉は植物のまとまりを指す、つまり群落を指す専門用語です。

従って、これに対応するとすれば、例えばですけど、セイタカアワダチソウ群落やハリエンジュ群落等の外来植生がと書かなくいけなくなります。

そのように言葉を対応させるよりも、ここは単純に外来植物でいいと思います。

それから、25行目も「外来植物が侵入し」、27、28行目も「外来植物の侵入により」ということで、植物と書いたほうがすっきりするかと思います。

それから、先ほどの干潟の件で、やはり32行目から33行目も、同じようなことで「なつていた」なのか「いる」なのか、ちょっと脱字なので、これは「いた」ということで過去になると思いますので、よろしくお願ひします。

【浅枝座長】 よろしいですね。これは私も植物でいいのかなという気もしますし、「い」の後ろが抜けていますね。よろしくお願ひします。

よろしいですか、では、また後で、御意見を伺うとしまして、第3章、河川整備計画の対象区間及び期間、25ページのところ、いかがでしょう。

よろしいですか。では、次の第4章、目標に関する事項、26ページ以下のところ、いかがでしょう。

はい、どうぞ。

【山坂委員】 国士館大学の山坂ですけども、図の4に流量配分図が書かれているのですが、これは河川整備計画の中の流量配分図であって、計画高水流量の配分図ではないということですよね。それが、ちょっとわかるようにしてもらわないと、この絵だけぱっと見て、これで計画高水流量になっているのだというふうに誤解されると困りますので、当面の整備目標としての整備計画の中での流量配分図というふうに括弧なり、ちょっと入れておいてもらったほうがいいと思いますので。

【浅枝座長】 そうですね。ぜひ、お願ひしたいと思います。

特によろしいですかね。どうしても環境のところは、定性的な書き方にならざるを得ないところがありますが、恐らく、これをよく読んでいただければ、その意図は伝わってくるのではないかなと思いますが、大丈夫ですかね。

では、また、戻るということにしまして、それでは、第5章のところ、河川の整備の実施に関する事項、31ページから、51ページの間のところはいかがでしょう。

はい、どうぞ。

【秋山委員】 秋山です。49ページの（3）河川空間の適正な利用というところで、前回、私のほうでいわゆる空間管理計画でいっている中水敷と言われるものと含む低水路の保全について配慮が必要と申し上げたことで、ここに入れていただいたと思います。ありがとうございます。

一方で、やっぱりどっちにもとれるような書きぶりではあるとは思うのですね。やはり、相模川というのは低水路部分の礫河原、つまり、冠水の頻度が非常に高い礫河原に特にコアジサシ、カワラノギクといった、そういう特徴的な動植物の生育地を持っているということを重視したいと思います。そうすると、やはりこの書き方について、私がこの会議の中で強調しておきたいのは、相模川というのは、この部分が自然環境としては重要で、この部分は「手をつけない」という言い方が適切かどうかわからないのですけれども、しっかり守るべき部分は守っていかなければいけないと考えています。

それから、例えば車両の進入を防がなきやいけないとか、そういう具体的な管理の計画につながっていくような道筋ができるといいと、これは単純な私の現時点での希望ですので、意見として申しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

【浅枝座長】 いかがでしょう。よく読んでいくと、そういう精神で書かれているなという部分はいろいろ見受けられるのですが、いかがでしょう。

【服部京浜河川事務所長】 ありがとうございます。私ども、前回の御指摘を受けまして、河原、中水敷を含めた低水路ですね、相模川らしいという意味では重要な空間だと思っておりますので、そのことは十分認識しているつもりです。実際に、空間、高水敷等をどのようにしていくか、低水路をどう使っていこうかというところにつきましては、そういった意識のもと、やはり地域の方々、また地方自治体と話し合いながら、適切に進めてまいりたいと考えてございます。

【浅枝座長】 どうもありがとうございました。いろいろ実際に、例えば維持管理をする具体的な場所等も記載されていまして、実際にこれを行うというときになれば、また、その時点できまざまな詳細な点というのは、その中でまたいろいろ取り決めてやるということになろうかと思います。

御指摘のところ、私もよくわかるのですが、恐らく実際に運用するときには、もう少し細かいことが入ってこようかと思いますので、そういった運用面だけ、ぜひ気をつけていただくということで、よろしいのではないかというふうに思います。よろしいですね。そのほか、ありますでしょうか。はい、どうぞ。

【秋山委員】 続けて、すみません、秋山です。50ページの（9）のホームレス対策というところがありまして、恐らくこれは広義というか、広い意味でのホームレスということだと思うのですが、私たちがふだん河川で活動していると、ホームレスを含む不法占有というのですか、家のようなものを建てて生活しているようなところもあります。

やはり、その人たちが生活している場所だけでなく、その周りを含めて非常に我々も利用しづらい状態になっている部分がありますので、そこに関する具体的な何か対策だとか、この中に盛り込んでいくようなことはできないかと思いますが、いかがでしょうか。

【浅枝座長】 いかがでしょう。

【服部京浜河川事務所長】 御指摘の不法に建ててしまうだとかいうことについては、もう計画以前の問題で論外だと思っていますので、それはそれでしっかりとやるという考えでございます。

その中で、特に課題になっているのが、不法投棄だとか、ホームレスの方については、書いていかなくてはいけないと思ってございます。

【淺枝座長】 よろしくお願ひします。このホームレスも含めて、(7)、(8)、(9)の部分が、実は相模川の場合、かなり厳しい状況にあるかなという気もしますので、実際上、法律に触れないように、うまく管理していただくという、そういった書き方になっているのかなというように思っていました。

よろしいですね。はい、どうぞ。

【利波委員】 利波でございます。50ページの下のほうに、磯部頭首工の話が出てくると思うのですね。この磯部頭首工の課題というのは、皆さん、ご存じのとおりで、これに対して何らかの改善が必要だということについては、全く異論のないところなのですが、この実施という中での表現としてね、最後の改築を行うという表現でいいのかという、ちょっと、そこが若干、疑問を感じたというところです。

実際に、このお話にかかわるものとして、あそこは何らかの改良が必要だということについては、全く異論ないのですけども、実際の計画に書き込む言葉としてね、改築を行うという表現がどうなのかと、そういう質問でございます。

【淺枝座長】 ここは、どのぐらい。

はい、どうぞ。

【伊藤調査グループリーダー】 堀高を下げるということで、このような表現を使ったのですが、何かもっといい表現があれば、使いたいと思います。

【淺枝座長】 よろしいですね。私もこれはだから、そういった精神で改築というように書かれているんだろうなと思って読んでいました。実際に、磯部頭首工をいろいろ改良しようというときには、またそれに関した形で詳細な検討は、必ず必要になりますので、またそのときに詳細に関してはより検討していくことで、今はだからとにかく——。

【伊藤調査グループリーダー】 実際に改築するときには、利水者などの関係者がいらっしゃいますので、そういった方々と綿密に調整しながら進めてまいります。

【淺枝座長】 よろしゅうございます。まだありますか。

【利波委員】 利波でございます。この磯部の問題ですね、おっしゃることはよくわかつ

ておりますし、本当に具体的に議論をしていかなければいけない課題だと思っております。その中で、もう一つ気になることが、実際にこのお話を頭首工の管理をするような関係者の方とお話しをしていたときに、やっぱり非常に対応が難しいという印象を受けます。

これ、磯部が一つ典型ではございますけども、要は頭首工と呼ばれる施設、横断工作物というものに対して、今後、改良というものを目指していったときに、やはり管理者たちの負担の問題ですね。本当に、磯部は特に規模が大きいから余計、それがクローズアップされるわけですけれども、その部分がなかなか今の中では見えてこない。

ですから、先ほど言いましたようにね、ここに問題があるということの課題意識自体は誰も異論がないと思うのですよ。ただ、実際にこれを計画として実行していくという話をしていくときに、実行の手段というのが全然見えてこないなという思いがありまして、そこについて、本来、この計画というレベルで書き込むことではないのですけれども、確かに実行していくための術といいますかね、何かプランがあったら、ぜひちょっと教えていただければと思うのですけど。

【淺枝座長】 いかがでしょう。現時点のお考で結構ですので、できれば。

【伊藤調査グループリーダー】 先日、関連の方に御説明をさせていただいていますが、今のところは整備計画の段階ですから、具体的なものは、今後調整していくというのが現実でございまして、30年間ある中で、まず治水のほうをやりつつ、その間に調整をしていきたいと考えています。

【淺枝座長】 よろしいですね。頭首工の問題、やはりこれは相模川だけではなくて、日本全国、頭の痛い問題ですので、相模川の場合は幸か不幸か、総合土砂管理計画とか、いろいろやっていますので、全国の見本になるような形でできればというように思っています、ぜひよろしくお願ひします。

【中村委員】 私も今のところですね、少し気になっていました。参考資料3－1にありますように、一般の方からいただいた御意見への対応として、利水関係者と十分に協議の上、検討するというようなことを書いていますから、ぜひ、この本文にも利水関係者と十分協議の上という一言入れていただけると、よいかなという気がしております。

【淺枝座長】 よろしいですか。

【伊藤調査グループリーダー】 書き方については、検討させていただきます。

【淺枝座長】 そうですね、ぜひ、よろしくお願ひします。
そのほか。

【秋山委員】 秋山です。49ページの（6）の34行目から36行目なんですけれども、この

部分の書きぶりが、全国どこの計画に書かれていてもおかしくないような漠然とした3行なんですね。

相模川・中津川河川整備計画の中に書かれていなくてもいいぐらい漠然としてしまっていて、私としては、やっぱりこういう自然環境にかかわる記述というのは、限られたスペースの中で1行も無駄にしたくないと思っています。

そういう中で、ちょっと漠然とし過ぎている。つまり、相模川ではどういう環境教育の推進ができるかというところに、もっと突っ込みたい。この部分については、必要であれば、私もこのぐらいの作文でしたらやりますので、言っていただければ、もう少し具体的なことは書けると思います。よろしくお願ひします。

【淺枝座長】 これ、ぜひこういうふうな形で書けばいいとかというのを御助言いただくと、いいかもしないですね。なかなか、書くほうになってみたら、なかなか難しい部分もあるうかと思います。ぜひ、お願ひしたいと思います。

何か事務局ございますか。

【服部京浜河川事務所長】 ありがとうございます。確かに、一般的に書いてございますけども、やはりこういった姿勢をまず示すということが非常に大事で、事前のいろんな説明の中で評価していただいている部分であります。

また、どういった部分に力を入れたいかというのは、はつきり言いまして、いろんな方のいろんな思いがあるというところがあつて、ちょっとまとめ切れなかつたというような部分もあるかなと思ってございます。

そういうところを、ちょっと踏まえまして、先生に御助言いただきながら、考えさせていただければというふうに思ってございます。

【淺枝座長】 よろしくお願ひします。そのほか。はい、どうぞ。

【山坂委員】 前回もちょっとお話ししたと思うのですが、33ページの一番上のところで、地震・津波遡上対策ということで、文章では、極端な読み方をすれば津波により、河川の水位が上昇しということがあるので、このため、耐震・液状化対策を実施すると読んだら、全然そこを考えていないのではないかというように思われますので、実際は、高潮対策というと津波の高さも十分に安全に堤防の高さを確保できるという話は聞いているのですが、ここで書くとしたら、このためというところに津波による水位上昇分を安全に流すための堤防高さを確保し、それからということになると、何か水位が上がるのに耐震と液状化対策だけをやればいいみたいな、ちょっと読み方が、実際はそれで相模湾の場合はよかつたのですが、文章としてちょっと変な感じなので入れておいてほしいと思います。

【淺枝座長】 文章上の問題ですが、よろしいですか。

【服部京浜河川事務所長】 前提としては、設計の対象とする津波に対しては、当然、高

さを確保するようなことがあると思いますので、そこをどうにか工夫できるような範囲で考えてみたいと思います。

【淺枝座長】 よろしくお願ひします。そのほか。

【鎌田委員】 全体を通してでいいですか。

【淺枝座長】 では、全体を通して結構ですので、お願ひします。

【鎌田委員】 鎌田です。前のところで、御意見を言いそびれたところがあつて、23ページと24ページ、2章のところで、2.6で、平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなつた課題という話と、その次、2.7気候変動の影響による課題というところで、これまでの前の2.5までは、相模川水系ではという書き方が全部統一されていたのですが、2.6はある程度、仕方がないのかなと思うのですが、2.7も相模川ではという記載を相模川でどうかということと記載を入れていただけないかなということで。例えば1章のところで、渴水の話がございました。11ページに、近年の渴水の状況の話がぱっと書いてあって、確かに給水制限ですね、給水制限がかかったのは、13年以降ないことは確かなんですが、ことしの降雨量とかは、確か40年以来最小とかというお話もありますので、ここに書くかどうかは別ですけど、そういう状況が相模川流域でも発生しているよということをちょっと入れていただいたほうが、相模川のというお話しになるかと思うので、例えば2.7のところにそういう状況があったということを入れていただいたほうが、よりいいものになるのかなと思います。ちょっと2.6は、具体的にどうというのはなかなか難しいのですが、そういうふうに改善できれば、御検討いただければというのが一つと。

あと、細かなところで大変申し訳ないのですが、先ほど先生の指摘もあったのですが、例えば10ページの表とかが文字が表によっていろいろ右に寄ったり、左に寄ったりしているので、細かい書式のところで大変恐縮ですけれども、もう一度ちょっと統一をして、そろえていただければいいかなというものが細かいところで申しわけありませんが、御確認ください。以上であります。

【淺枝座長】 よろしいですね。見渡して、7かな、確かにこれ、全くの全国的な話で、相模川にとってどうかというような話も少し。

はい、どうぞ。

【服部京浜河川事務所長】 そこは悩みどころでして、渴水が本当に気候変動によるものであるのか、あと、個別のいろんな予測が出て、こういった流域も個別に見ていくと、ある程度、解像度が上がってきているのですけれども、時点によってよく変わるものなので、違う予測が出ると、違うことになってしまいうといふところがあつて、なかなかどの時点でどう書くかというところが、工夫がいるんだろうなと思って、ちゅうちょしているところでもあると思います。

そういう事情がありますので、少なくともこういう課題は認識して、相模川の取り組むべきところは、しっかりと書くとして、あと、相模川のことをどれだけ反映できるかというのは、グローバルの中なのか、せめて日本の中なのか、もう一回、検討させていただいて、考えたいと思います。

【浅枝座長】 どうぞ。

【鎌田委員】 先ほども申し上げた、1章のところは、降雨が少ないという事例はあるということは、決して多分ネガティブな話ではないと、宮ヶ瀬ダムがあることによって、そういうことはちゃんと問題なく給水制限もなかったということは書いておいてもいいかなと思いますので、そこは御検討いただければと思います。

【浅枝座長】 よろしいですね。予測に基づくのは少し難しいかもしれませんけど、実際に行った部分であれば、今の段階でも大丈夫かなと思いますので。

全体で結構です。どうぞ。

【利波委員】 利波です。29ページになります。河川環境の整備と保全の目標のところですね。この中でやはりアユ等、魚類の遡上・降下ということにも触れていただいたと。こういう目線を持っていただくのは非常にありがたいなと思います。

その中で、もう一步、ぜひお願いしたいなと思ったのですけど、ここ30行目から31行目のところで、施設管理者等と連携を図りながら、魚類の遡上・降下環境の維持等に努めるとあります。ここまで書いていただいたので、ぜひ改善する方向に進んでいただきたいなと。やはり、維持ということは、結局、現状がある一定の水準を保たれていて、そこを守ればいいという問題意識にとれてしまうので、維持等の中にね、含んでいただいているのかもしれないのですけど、ここは目標のところなので、ぜひ一步踏み込んでいただきたいなというように思います。

【浅枝座長】 ありがとうございます。私も、だったらもっと漸進的な書き方でいいのかなという気がします。と申しますのは、これからまたいろんな形の技術開発的な、そういうものも実際に出てくると思いますし、そうすると、いずれ前進していく方向にはなってくるのではないかと思いますので。

ですから、ちょっと書き方を工夫していただいても、全く問題なくいけるのではないかというような感じは持っています。よろしくお願ひします。

そのほか、よろしいですかね。

よろしいですか。どうでしょう、これまでいただいた御意見は、基本的に反映されているかなというふうには思っていました。また、今回いただいた御意見、恐らく問題なくこのまま入っていける御意見をいただいていたかなというように思います。

よろしいですかね。

そうしますと、委員の方、ご存じない方もいらっしゃったりするかもしれないので、今

後の進め方等も含めて、事務局のほうからお話しいただければと思うのですが、いかがでしょう。

実際に、先ほどちょっと出ていましたけど、これはあくまで整備計画、ここ30年間のこういうふうにしますという計画なわけですけど、ここに挙げられているものを実際に例えば実施に移すときにも、このまますっとというわけではなくて、もっといろんな詳細な検討を行った上でやることになります。

そういう点、ちょっと御説明いただくと、委員の方もおわかりになりやすいのではないかと思うので、よろしかったら事務局のほうからお願ひできればと思うのですが。

【服部京浜河川事務所長】 これは整備計画を踏まえての今後の詳しい進め方というのですかね、アクションプランですけども、冒頭に秋山先生から質問あったこととも相通ずると思うのですけども、当面は大きく30年、このような内容で書かせていただいている。

当然、我々行政で進めるときには、それより細かいことを考えて進めていくわけですけれども、なかなかこの段階ではお示しがたいという状況を御理解いただきたいのと、いろんな地元の調整だとか、種々の調整の中で決まってくる部分もございますので、やっていきたいと考えております。

いずれにしても、30年かけてゆっくりやるんだという姿勢ではなくて、できるものは進めて早く安全度も上げたいですし、早くよい環境にしていきたいということも考えてございますので、そういうところは基本認識としてではございますが、詳しいアクションプランについては、この段階ではということでお考えいただければというように思っています。

そういう中で、順次事業を進めるに当たっては、事務所のほうでこういうことをやるぞということは、ホームページ等で毎年の予算がこうなったという中で、お知らせするような形になってくるのかなというように考えてございます。

【淺枝座長】 どうもありがとうございます。これから30年間の計画ですので、その間には当然、技術開発等、さまざま出でます。

また、環境面に関しては、また別の問題も出てきましょうし、いわゆる改善法にても新しい技術というのですかね、そういうのも出てこようかと思います。

そういうことですので、この段階で、まだこのあたりちょっと不安かなという点、おありかもしれません。ですけど、何といいますか、実施する上では、もっとここに書かれている以上のこと実際にはできてくるのではないかというように思います。

そういうことで、現段階の30年を見渡した計画ということですので、こういった形でも非常によくできているのではないかというように私も感じていますが、いかがでしょう。

【秋山委員】 秋山です。私と利波委員は、相模川ふれあい懇談会世話役のほうにも名を連ねておりますので、そうするとやはり相模川に対する県民の思いというのをすごく強く感じます。

やはり、河川整備計画への期待も非常に大きくて、そういう中で計画が出されても、棚

の上のはうにぽんと置かれて、とりあえずつくったということで終わってしまっては、県民の皆さん、落胆すると思います。

最初の会議でも、申し上げましたが、このシステムの中で一つ大きなことは、県民と河川管理者が対話の場を設けたということであると思うのです。当然、そこでは県民からの厳しい意見もあって、進めづらい部分がもちろんあるのは、私も目の前で見ておりますので、その御苦労というのは十分わかるのですけども、ふれあい懇談会のような、県民の川への思いを酌み上げられるような場というのは継続して持っていただきたいという希望があります。

【浅枝座長】 どうもありがとうございます。ぜひ、そういったあたりもお願ひできればというように思います。

よろしいですか。

[「はい」という声あり]

【浅枝座長】 そうしましたら、一応、議事次第に挙げてございました議事は終了したということにしたいと思います。

それでは、司会のほうを事務局のほうにお返ししたいと思います。

よろしくお願ひします。

◆閉会

【羽澤京浜河川事務所副所長】 浅枝座長、議事進行、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして御意見、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第3回相模川・中津川河川整備計画有識者会議を終了させていただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

―― 了 ――

②

平成 30 年 2 月 20 日

関東地方整備局河川部長 様

横浜市立大学 国際総合科学部
鈴木 伸治

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）への意見について（回答）

これまでの有識者会議において、すでに十分な意見交換がおこなわれており、新たに付け加えることはありません。